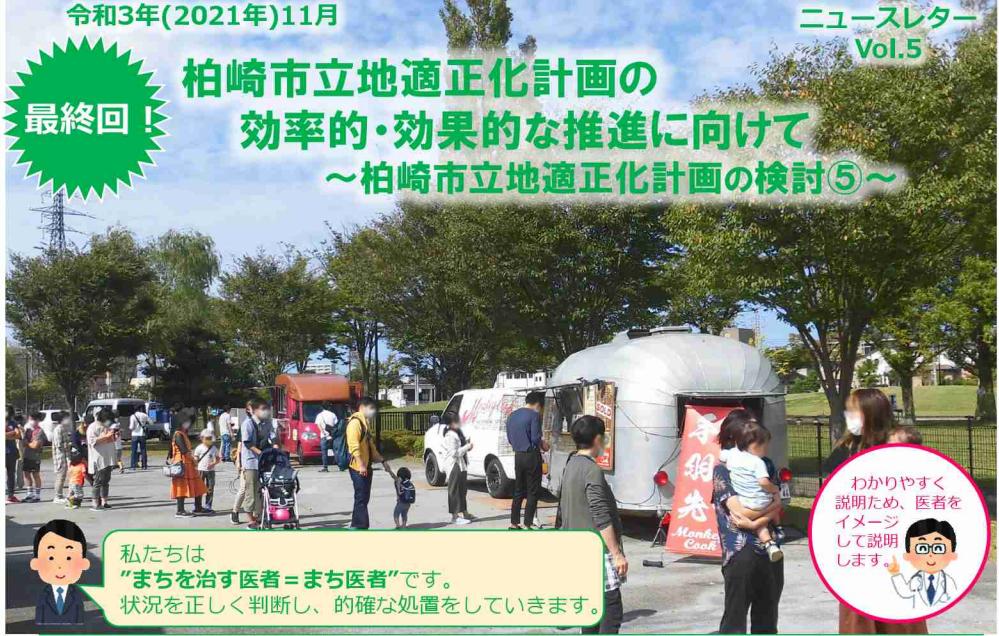


最終回！

柏崎市立地適正化計画の 効率的・効果的な推進に向けて ～柏崎市立地適正化計画の検討⑤～



私たち

“まちを治す医者＝まち医者”です。

状況を正しく判断し、的確な処置をしていきます。

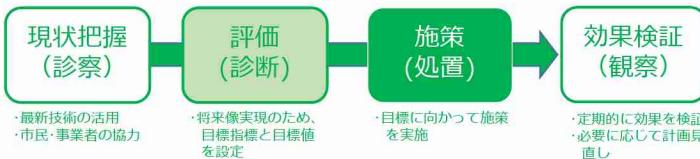
わかりやすく説明ため、医者をイメージして説明します。

○立地適正化計画は、人口減少・少子高齢社会においても暮らしやすく持続可能なまちを目指すための計画です。

○これまで4回にわたり、計画の内容について検討してきました。ここでは、計画を効率的・効果的に推進するための施策や目標、進捗管理について検討します。

効率的・効果的な計画の推進に向けて

- 現状や人口構成の偏在の拡大がもたらす課題解決のため、「柏崎らしい暮らし方・働き方（柏崎スタイル）」をはぐくむことをまちづくりの方針（ターゲット）に据え、本市の持続可能性を確保するために、暮らしや魅力向上に必要な誘導施設を維持・誘導する都市機能誘導区域や、将来にわたって人口密度を維持するエリアとして居住誘導区域を定めました。
- 居住誘導区域は、現在の都市機能を維持してきた用途地域の人口密度を、よりコンパクトな市街地の力タチで将来にわたって維持することにより、医療・商業等の都市機能が持続可能となる圏域人口を確保していく区域（大きさ）で設定しています。したがって、用途地域の現人口密度を居住誘導区域の将来人口密度で維持していくことが本計画の目標のひとつになります。
- そのために、まずはまち（カラダ）の状況を正しく把握（診察）します。本計画策定に当たっても、現状把握は行っていますが、まち（カラダ）の状況は時間とともに変化します。定期的な検診により、症状が出る前に病気を早期発見し深刻化を防いだり、病気を未然に防ぐカラダづくりをサポートしたりすることができます。なお、診察には検診や問診があり、検査方法も高度化しています。また、時には専門医と連携することで診察の精度を向上させます。
- 現状把握（診察）は、まちを評価（診断）し、的確な施策（処置）を講ずるために状況を正しく判断するための手段です。なお、診断結果や処置方針は、患者がどの処置をうけるか判断しやすいように、分かりやすく説明する必要があります。また、処置後、定期的にモニタリング（観察）を行い、その効果を検証します。



これまでの検討概要と 施策展開イメージ

これまで、本市の現状と課題、将来見通しを踏まえ、まちづくりの方針（ターゲット）と施策・誘導方針（ストーリー）を検討しました。

また、将来、柏崎市で暮らし続けられたため、都市機能誘導施設・区域や居住誘導区域を検討しました。

厳しい財政状況の中、計画を着実に実行するため、評価項目ごとに目標値を定め、施策を実施していきます。

ターゲット・ストーリー

…ニュースレター2号参照

<まちづくりの基本方針（ターゲット）>



<解決すべき3つの課題>

- 1 若者・子育て世代の減少による地域を支える力の低下への対応
- 2 中心市街地の空洞化・市街地の拡散による都市経営の持続性低下への対応
- 3 柏崎市の強み・特長を活かした新たな時代との融合

<解決のための施策・誘導方針（ストーリー）>

- 若者・子育て世代を始め多世代が集まる魅力あるまちなかが形成～資源を「磨く」まちづくり～
- 安全・安心のもので、住みたい・住み続けたいまちをかなえる環境整備～豊かな暮らしを将来に「つなぐ」まちづくり～
- まちぐるみで、エネルギー新技術の導入的な活用推進～地域の力を「育てる」まちづくり～

都市機能誘導施設・区域、居住誘導区域

…ニュースレター3号参照

都市機能誘導

- ✓ 生活するうえで市に1つ。まちなかにしかない施設を今後も維持・強化。
- ✓ 上記には、楽しく潤いある暮らしに資するスポーツ施設も含む（柏崎市の特徴！）
- ✓ さらに、子育て世代にとって必要な施設（幼稚園・保育所や小児科を備えた診療所）等は、誘導施設に設定し、今後も維持・強化

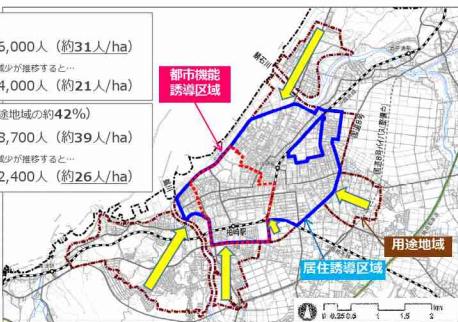
面積
約190ha

居住誘導

- ✓ 人口減少が見込まれる中、暮らし働きやすいまちなかを支える周辺人口の確保、都市基盤ストックの有効活用、災害への安全性の確保の視点から、将来にわたって人口密度を維持するエリアを居住誘導区域に設定
- ✓ 居住誘導区域は、特に若者・子育て世代の居住を促進

面積
約470ha

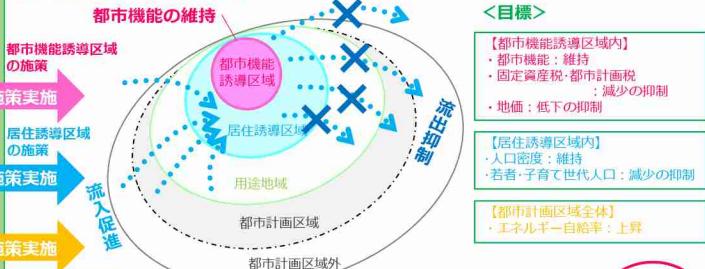
用途地域	面積：約1,123ha
人口：	2015年 約36,000人（約31人/ha） ↓ このまま人口減少が進むと… 2040年 約24,000人（約21人/ha）
：	■ 面積：約470ha（用途地域の約42%） ■ 人口：2015年 約18,700人（約39人/ha） ↓ このまま人口減少が進むと… 2040年 約12,400人（約26人/ha）



施策展開のイメージ

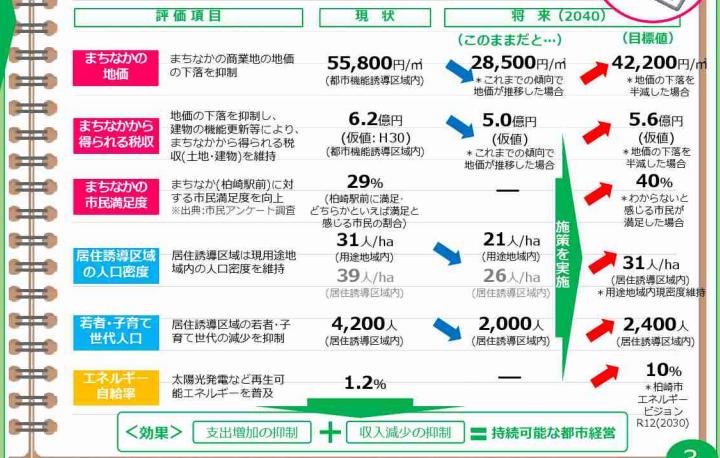
…取組施策はP8～15参照

誘導方針（ストーリー）に基づき、様々な施策を取り組むことで、居住誘導区域内からの人口流出を抑制し、区域外からの人口流入を促進させることで、人口密度の維持や区域内の地価の下落を抑制し、持続可能な都市経営を目指します。



施策評価(評価カルテ)…評価項目・目標値はP18,19参照

評価項目と目標は下記のとおりです。



目標を達成するため、何を努力するか決めます。



進捗状況を把握するため、目標値を定めます。



最新技術や市民の協力により効率的・効果的な現状分析

まちづくりを効率的・効果的に進めるためには、まちの状況を的確に把握し、分析する必要があります。従来手法の統計データやアンケート調査の結果以外にも、最新技術の活用や市民、事業者の協力により効率的・効果的な状況把握・分析を行います。

柏崎版コンパクトシティのポイント①

手法1：統計データの活用+アンケート調査等

- 人口動向については、5年に1度行われる国勢調査のほか、毎月市が集計する住民基本台帳人口により経年的に動向を確認します。
- また、地価動向についても毎年国・県が調査する公示地価・基準地価の動向を確認します。
- 市民満足度については、絶年で市が実施するアンケート調査を活用して動向を確認します。
特別な調査をせずに、簡便に状況を把握します。

…従来手法



手法2：最新技術の活用

…デジタル技術の活用

- 私たちの生活は、デジタル化の進展により、より良い方向に変化しています。（このごとく、DX（デジタルトランスフォーメーション）といいます。）

- データの把握に当たっては、最新のデジタル技術を活用します。例えば、統計データを地域ごとにわかりやすく示す都市構造可視化などがあります。

都市構造可視化



※2年連続(R1.R2)で
この技術を活用した事例
発表において「優秀賞」(一部
市再生交流会議)獲得！

手法3：市民・事業者との連携(届出制度)

…柏崎市オリジナル(開発事前相談制度)

- 本市では、「開発行為指導要綱」に基づいて、建築物の建築等を目的とした3,000㎡以上の開発行為を行う場合、都市計画区域内にわたり事前相談・事前協議を行うこととしています。（県内では柏崎市のものと運用）

- これに加え、立地適正化計画を定めると、誘導区域外において誘導施設を建築する行為や、一定規模以上の開発行為を行う場合、取組5まで示した届出を行っていただくことになります。

- このように、事前相談等において、本計画改めて市民や事業者に説明し、市街地拡大を抑制しています。



※届出制度の詳細は、11ページ参照

手法4：連絡調整体制の強化

…国・県・市の定期的な連絡調整の場は県内初！

- 立地適正化計画は、様々な分野に関連する計画です。したがって分野間の連携が必要です。

- さらに、市内の公共施設は国・県の施設もあり、人口減少下において公共施設の集約や再編、再配置等の検討には、行政間の連携も必要です。

- このように、多様な関係機関との連携を図ることが重要です。



※多様な関係機関との連携強化の詳細は、9・20ページ参照

柏崎版コンパクトシティのポイント②

目標達成のため、最適な手法を選択

厳しい財政状況の中、老朽化が進んだ市域を使い続けるにも限界があります。将来を見通した中で、計画的なまちづくりを進めるため、評価分析に基づき最適な手法を選択しまちづくりを進めます。また、市民の皆さんに理解してもらうため、策定過程をわかりやすく情報発信します。

八一系

抜本的に建替えたり修復することで、まちのカタチを変えるもの
＊その後のメンテナンス（維持管理）含む



ソフト(施策系)

規制と誘導によりまちのカタチを緩やかに変えたり、取組等により資源の価値を高めたりするもの
＊まちのカタチを変えた後の価値の維持含む



ソフト(補助金系)

補助金等を活用して、まちのカタチを変える素地をつくる（後押しをする）もの



取組施策の重点化

立地適正化計画を先行して定めた自治体では、居住誘導施策として固定資産税の減免や住宅取得の助成を行っています。しかししながら、まちのカタチを変えない補助金制度は、一時的な即効性はあるものの、暮らししさの根本解決には至らず、将来にわたり補助金に頼らざるを得ない状況（補助金ループ）に陥る可能性があります。そこで、本市ではまちの暮らししさの根本的課題解決に注力した施策を重点的に請じます。

一般的なまちなかのイメージ

良

公共施設が多い
都市機能が整備
学校・教育施設が多い
都市基盤が整う
駅に近い
歩いて暮らせる
祭りの場

悪

土地が高い
固定資産税が高い
（固定資産税・都市計画税）
家賃が高い
駅から遠い
駐車場の確保が難しい
（駐車場の確保が難しい）
駅までの新興住宅分譲は好調（住宅・宅地需要はある）
まちなかは空き地・空き家のまま…

なぜ…

まちなかが居住的魅力が弱いから（良 < 悪）

先行自治体の立地適正化計画に基づく取組例

- 固定資産税の減免
- 住戸取得費の補助
- まちなか家賃補助
- UIターン助成金

即効性があるもの…

- 固定資産税の減免
- 期間限定策であり、収入が少ない人は住み継げられない

- 住み替え支援金等の補助金
- まちなかの暮らししさを解消する抜本的解決にならない

補助金にずっと頼らざるを得ない

- (目指すところ)
一時的な補助金に頼らない仕組みを構築し、まちなかに移住又は併用してもらいたい、まちの魅力を確保するとともに、税収を安定的に確保をすること

財政的に補助金に頼るのも限界！

根本的課題（暮らししさの解消）を目指した取組に注力

柏崎版コンパクトシティのポイント③

時間軸をもってまちなかの暮らしやすさを向上

まちなかは、本市内の中心でも利便性の高いエリアですが、まち全体が老朽化し、「住環境」や「価格」の面から、住み替えのタイミングで郊外を選択している世帯が多い現状です。時間軸をもったまちのイメージを市民の皆さんと共有し、ハード・ソフト施策を組み合わせ、効率的・効果的な手法を選択し、暮らしやすさを向上させる取組を計画的に推進します。

居住誘導区域内人口

▼18,700人 (39人/ha)
(H27(2015))

現状 (R2(2020)年)



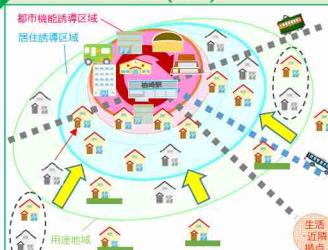
都市の骨骼構造

うち誘導区域内

短期(5年)



中期(10年)



長期(20年)



施策を講じず現状のまま推移した人口: 12,400人 (26人/ha)

目標人口: 14,500人 (31人/ha) ▼



新庁舎整備(市)

旧庁舎跡地の利活用(市、国の補助金活用) ▶取組1

公共施設の集約・再編、公共施設の長寿化(市) ▶取組3

空き地・空き家の有効活用 (ランドバンク事業の活用、リノベーションの推進、空き家バンクによる情報発信、狭い道路の解消 等) (市、民間) ▶取組4

届出制度を活用したまちの動向把握(市) ▶取組5

都市計画の見直し(市) ▶取組6

歩いて楽しいまちづくり (居心地が良く歩きたくなる空間の創出 等) (市、民間) ▶取組7

次世代エネルギーの活用(市、民間) ▶取組8

防災指針に基づく取組の推進(県・市) ▶取組9

公共交通計画との連携 (主要な拠点施設間や中心部と郊外を結ぶ公共交通の確保) (市、民間) ▶取組10

都市計画区域外との連携(市、民間) ▶取組11

現行の他計画に基づく取組との連携 (U・Iターン促進、子育て世代重点支援 等) (市) ▶取組12

都市機能誘導施策

関連計画との連携

地域価値向上
に向けた施策

関連計画との連携

具体的な取組 (誘導施策)

歴く：都市機能誘導区域に関連する施策
つなぐ：居住誘導区域に関連する施策
育てる：都市機能誘導区域、居住誘導区域の両方に関連する施策
※間連する施策は色が濃くなっています

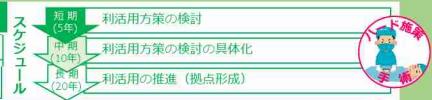
取組1：旧庁舎跡地の利活用

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	都市機能誘導区域 居住誘導区域		



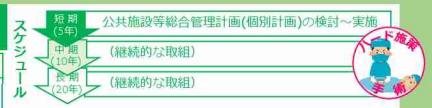
取組2：駅前空間の利活用

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	都市機能誘導区域 居住誘導区域		



取組3：公共施設の集約・再編・長寿命化

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	都市機能誘導区域 居住誘導区域		



- 公共施設の集約・再編 -

本市には、約500の公共施設が立地しているが、今後施設老朽化に伴う更新時期を迎えます。また、人口減少等の社会状況の変化により、役割を終えた公共施設の統廃合などの施設再編を図っていくことになります。
柏崎市公共施設総合管理計画」を踏まえた「個別施設計画」の検討に際しては、都市計画区域における広域的な公共の都市基盤を更新する場合は、都市機能誘導区域への立地誘導を推進するなど、綿密な連携を図ります。

■【(仮称)新潟県柏崎市内に位置する公共施設等に関する連絡会】の設置

本市が保有し、管理・運営を行っている公共施設のほか、合同庁舎、地域振興局、警察署など国・県が保有し、管理・運営を行っている施設も多く立地しています。現状では、主体ごとに公共施設マネジメントを行っていますが、多様な主体が連携を図ることで、建替用地の供出や集約・複合化など、効率的な公共施設の再編可能性が高まります。

そのため、本市内の公共施設の更新を検討する際に施設の関係各者が連携・情報交換を行う場として「(仮称)柏崎市内の公共施設等に関する連絡調整会議」の設置を検討し、施設の集約・再編や効率的な管理・運営を推進します。

- 公共施設の長寿命化 -

取組3の公共施設の集約・再編とあわせ、当面存置となる施設は長寿命化をめざします。

ハコモノ施設のほか、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ施設もありますが、特に誘導区域内外や誘導区域を支える都市基盤は、長く安全・安心に使えるように配慮します。

・開発計画書
・柏崎市公共施設等総合管理計画
(R2.3一部改訂)

・柏崎市都市公園施設長寿命化計画
(R3.3策定)

・柏崎市築営費長寿命化修繕計画
(R2.3一部改訂)

施設の連携・複合整備 ⇒ 新たな活動の創出 ⇒ まちなかのにぎわい 波及効果

(参考) 活用可能な国の支援措置

▶都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）：補助率1/2（都市機能誘導区域内）

具体的な取組 (誘導施策)

磨く: 都市機能誘導区域に関連する施策
つなぐ: 居住誘導区域に関連する施策
育てる: 都市機能誘導区域、居住誘導区域の両方に関連する施策
※関連する施策は色が濃くなっています

取組4 : 空き地・空き家の有効活用

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	都市機能誘導区域 居住誘導区域		

- 空き地 - ～集約化により小さな取組を推進～

まちなかには、大規模な空き地のほか、住宅・事業所等の撤去後の空き地などが多く点在しています。その形状は、間口が狭く、未利用のまま更多地となっていましたり、駐車場として暫定利用されていたりと、利用状況も様々となっています。

これら未利用地を、まちなか再編に有効な資源と捉え、所有者にとってもまちにとっても効果的な利活用ができるようなwin-winの方法を検討します。具体的には、地域の不動産会社等との情報共有、話し合いの場を設けるところから始め、使いやすい土地への集約等も視野に入れて、それぞれの用途に適した利活用方策を検討し、小さな取組でつなげていきます。

所有者等の地域主体の役割になりますが、市は、その第一歩として、情報共有、話し合いの場を設えます。

今後、空き地の有効活用の推進に資する市独自の支援策を検討

- ▶ (例) 固定資産税・都市計画税の減免、開発手数料の免除、狭い道路の解消など道路整備を伴う場合の整備費補助 等

■空き地活用にかかる税制支援（ランドバンク）

ランドバンクは、主に自治体や地域の自治会、宅建業者、行政書士や司法書士など構成される組織です。管理不全で空き地になっている土地を、所有者に提案して登録してもらったり、草木の伐採や建物の除去などを通じて、管理した上で、希望者に情報提供したりするなど取引をマッチングする役割を担います。

令和4(2022)年度から、ランドバンクが土地・建物を購入する際にかかる不動産取得税を軽減するといった特例措置が創設される見通しなっており、この税制支援を後押しし、ランドバンクの組成の可能性も視野に入れます。

- 空き家 - ～リノベーションの推進～

「空き家実態調査(H29.3.)」によると、概ね用途地域にあたる旧柏崎地区（中央・北角・半田・枇杷島・剣野・大洲・鰐波地区）には500余件の空き家が確認されています。「柏崎市空き家等対策計画(H30.3.)」による危険空き家の撤去を推進とあわせて、再利用可能な空き家については、地域活性化に資する空き家の活用を図るなど、両輪での対応が必要です。

空き家の活用に当たっては、これまで取り組んできた「空き家バンク事業」に継続的に取り組むほか、機能・価値の再生等のための改修を行なリノベーションを推進するため、支援方策を検討します。

今後、空き家の有効活用の推進に資する市独自の支援策を検討

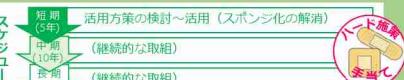
- ▶ (例) リノベーション補助 等

■継続的な取組

● 危険空き家の撤去



短期(5年)
中期(10年)
長期(20年)



取組5 : 届出制度を活用したまちの動向把握

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	都市機能誘導区域 居住誘導区域		

居住及び都市機能の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法の規定に基づき、次のとおり届出が必要となります。

なお、届出は以下の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、原則としてこれらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。届出内容に支障がある場合は調整を行い、調整の結果、必要に応じて勧告を行います。また、届出義務については本計画の公表時から発生します。

さらに、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければなりません。市長は、届出があった場合において、新たに誘導施設の立地又は地の誘導を図るために、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を効率的に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物・置き置きの他の必要な事項又は勧告をすることができます。当該措置は、既存建物・設備の有効活用など機能保持に向けた対処による確保をするものでのあります。

■居住誘導区域外：住宅の建築等にかかる届出（法§88）

● 居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、以下の居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為を行おうする場合に必要

○開発行為

- ①戸別以上の住宅の建設等による場合
- ②戸別以上の住宅の建設等による開発行為
- ③戸別以上の住宅の建設等による開発行為で、その規模が①の場合は、1戸の建設行為
- ④空き地へ、人の居住のための用途による建築物として各別に定めたものの規制の目的で行なう建築行為

○条例

- ①の例題
3戸の建設行為

○開発行為

- ②の例題
1,300㎡の開発行為

○条例

- ③戸の建設行為

○開発行為

- ④の例題
800㎡の開発行為

一届出範囲一

*着色範囲



■都市機能誘導区域外：誘導施設の建設等にかかる届出（法§108）

● 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外における誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に必要

● また、都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合に必要

○開発行為

- 建設施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

- ①進歩施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を設置し、有効活用を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、有効活用を有する建築物とする場合

○条例

- 企画

○開発行為

- 企画



一届出範囲一

*着色範囲



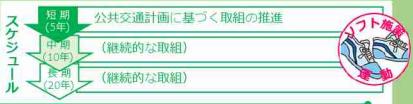
● 文化・交流施設（市民ホール・会館、図書館、コミュニティセンター）、スポーツ施設、病院・診療所（内科・外科、小児科、産婦人科）、健康福祉施設、子育て支援施設、幼稚園・保育所、スーパー（1,000m以上）、市役所等行政施設

関連計画と連携した

誘導施策

取組10：公共交通計画との連携

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	市全域		



本市では、「都市計画マスタートーナン」において、土地利用計画や道路など都市づくりの基本的な方向性を示しています。公共交通ネットワーク構想として、①船舶の活動と安全を支える広域的な交通ネットワーク、②市民生活を支え環境にも優しい交通ネットワーク、③人・自転車に優しい交通環境の構築を掲げています。特に公共交通ネットワークについては、①鉄道及び幹線バスの利便性改善、②柏崎駅を中心とした公共交通ネットワークの構築、③誰もが気軽に安心して移動できる中心核の交通環境づくりを掲げています。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に当たって、公共交通は「ネットワーク」を担う重要な移動手段であり、立地適正化計画と両輪で推進する必要があります。特にまちなかの移動の円滑化、交通拠点の強化など、公共交通ネットワークの再編は、コンパクトな都市の実現において必要となってきます。柏崎市では、平成26(2014)年に公共交通網の再編強化により、高齢社会でのモビリティ確保を目指すべく「地域公共交通網形成計画」を策定し、さらに今年度末には「地域公共交通計画」へ更新予定となっています。

以上より、「都市計画マスタートーナン」における公共交通ネットワーク構想を踏まえつつ、本計画で掲げる将来都市構造を実現するため、現在策定中の「地域公共交通計画」などに基づく公共交通施策と連携した取組を検討し、展開していきます。

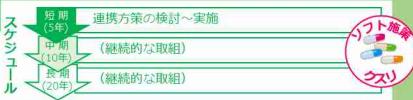
関連計画

- ・柏崎市地元公共交通計画(R4.3策定予定)

※現在計画策定のため、連携する具体的な施策については調整中

取組11：都市計画区域外との連携

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	市全域		



立地適正化計画は、都市計画区域内において定める計画であり、居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定め、一定の人口密度を確保することにより、市民生活を支える各種サービス機能を維持・誘導し、持続可能なまちづくりを目指すものです。

しかし、山間地帯ははじめとした都市計画区域外や、都市計画区域内の用途未指定の地域等では、人口密度が低く、小規模な集落が点在する傾向に点在しているため、それぞれの地域で、日常生活に必要なサービス機能の維持が困難な状況にあります。

その一方で、これらの地域は、国土の保全、貴重な郷土文化の伝承など、様々な多面的機能を有しているとともに、多くの市民にとって大切な故郷でもあることから、その維持・存続に向けて、地域住民と行政が一体となって取り組んでいくことが大切です。

このような、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指す取組として、「小さな拠点」づくりや「集落ネットワーク圏」の形成に注目が集まっています。

総合計画では掲げる将来都市構造を位置付けられた地域活性拠点のほとんどが、居住誘導区域を設定しない集落地域となっていますが、市民生活を支える「小さな拠点」又は「基幹集落」として役割を担い、周辺集落と地域コミュニティ交通などの移動手段で結ぶことにより、高齢者をはじめ誰もが安心して住み続けられる生活圏の維持を検討します。



補助制度と連携した

誘導施策

取組12：現行の他計画に基づく取組との連携連携

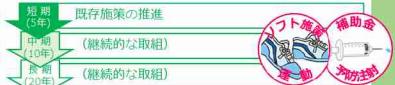
施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる
施策実施エリア	市全域		

歴史的・文化的価値を有する施設

歴史的・文化的価値を有する施設

歴史的・文化的価値を有する施設

※関連する施設は色が濃くなっています



本市独自の施策のほか国・県の支援制度の活用を図ります。

また、下表に示す一例のような現行の他計画等の既存施策の活用・推進。連携を図ります。既存施策については、今後必要に応じて誘導区域内への重点化等を検討します。

区分	国の支援制度	既存施策
都市環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市環境整備支援事業 （コンパクトシティ形成支援事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市構造再編集中支援事業 ・ グリーンインフラ活用型都市構策支援事業 ・ 優良建築物等整備事業 	
子育て支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援事業(子育て応援券事業) ・ 放課後児童健全育成事業
商業活性化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業活性化促進事業 ・ 商店街活性化・観光消費創出事業
空き店舗・空き地対策	空き家対策統合支援事業	
居住環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市構造再編集中支援事業 ・ 公共住宅整備事業 ・ 地域居住可能再生推進事業 	
住み替え・移住促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅セーフティネット制度 ・ 積存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進 ・ プラット35地域活性化型 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策事業 ・ 住まい快適化フォーム事業 ・ 地域振興事業（Jタウン・住宅取得助成金・診療所開設支援補助金・介護需要就業支援事業・介護人材確保支援事業・移住支援基金（新潟版）） ・ 地域活性化対策事業（地域おこし協力隊定住定着支援事業、地域おこし協力隊定住定着支援事業）
若者をまちにとどめる		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発促進事業 ・ 医療介護連携事業（勤務医・看護師等でサポート事業）（看護師派遣助成金・診療所開設支援補助金・介護需要就業支援事業・介護人材確保支援事業・移住支援基金（新潟版）） ・ 子どもの学習費助成 ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
公共交通利用促進	地域公共交通確保促進改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口集中地区における新交通システムの構築 ・ 交通弱者のための利便性向上策・利用促進策
歩きたくなるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなみウォーカブル推進事業 ・ パブリック環境整備促進事業 	
新エネルギー活用・新産業の推進	再生可能エネルギー電気・熱自立の普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代エネルギー活用推進事業 ・ 地球温暖化対策事業 ・ 環境・エネルギー産業拠点化推進事業（地球エネルギー・社会基盤事業） ・ 情報産業育成振興事業 ・ IoT推進事業
産業を活かし稼ぐ力向上		<ul style="list-style-type: none"> ・ 创業支援事業（創業者支援補助金・創業者家賃補助金） ・ 柏崎・社長のたまご塾事業
雪・災害に強いいまいち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市防災総合推進事業 ・ 宅地耐震化推進事業 ・ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進スマートシティ支援事業 ・ 逃亡除排害補助金 ・ 木造住宅耐震改修事業

※表中、緑色の施策は次のページで詳細を紹介します。

凡例

歴史的・文化的価値を有する施設

歴史的・文化的価値を有する施設

歴史的・文化的価値を有する施設

【参考】

現在柏崎市が取り組む 定住促進に関する補助制度

住宅のリフォーム・店舗の改修等の補助制度

●住まい快適リフォーム事業

個人住宅の長寿命化や住環境の快適化向上、移住定住を促進するため、リフォームにかかる工事費を補助します。

通常 上限15万円

子育て世帯 上限30万円

2世帯住宅 上限35万円

※いずれも対象工事費の
20%以内



●創業者支援補助金

創業時の費用負担を軽くするため、広告宣伝費・事務所・店舗等の改装にかかる費用の補助を行います。

※特定創業者の補助例
広告宣伝費：10分の10、
最大30万円

改装費 等：2分の1、
最大30万円



U-Iターン者への補助制度

●U-Iターン住宅取得助成金

柏崎市への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、資金を借り入れ、マイホームを取得するU-Iターンの方を助成します。

助成金額：10万円

※助成金加算金の例
転入不動産登記料が1万円の場合
助成金額：10万円
※助成金加算金の例
賃貸借契約の登記料に中古車下落の
賃料がいる場合、月額5千円を加算
します。



●新生活応援補助制度

若者の定住促進を図るために、新規就労移住やテレワーク、個人事業主で、新生活を始める方を対象に最大5万円を助成します。

県外の市町村から柏崎市に転入した方：3万円
県外から柏崎市に転入した方：5万円



このページでは、現在柏崎市が取り組む定住促進に関する補助制度や人材不足解消に向けた補助制度を詳細するとともに、立地適正化計画に基づく事業に対する国の支援制度、まちなかの賑わい創出のための新潟県の補助制度を紹介します。

●克雪すまいづくり支援事業

雪下ろしをする必要がない克雪（ごくせつ）住宅を整備するため費用を補助しています。

〈克雪住宅（克雪化）の例〉

要確認箇所：上限55万円

その他の箇所：上限44万円

対象地域

鶴岡市域、高根沢町、中頸城郡

栗原市域、阿賀野市、新潟市

北蒲原郡、上越市、中蒲原郡

上毛郡、北条石地区、田代地区、

萬代島地区



●創業者家賃助成金

創業時の費用負担を軽くするため、事業所または店舗の家賃と、柏崎コワーキングスペース「K-WORKS（ケー・ワークス）」の月額利用料を補助します。

〈特定創業者の補助例〉

広告宣伝費：10分の10、
最大30万円

改装費 等：2分の1、
最大30万円



専門職人材確保の補助制度

●看護師就職助成金

市内の病院等で働き始める看護師さんを応援するため、就職助成金を交付します。

助成金：20万円

勤務地：新潟市内に勤務する場合は10万円を
加算（転入加算）



●診療所開設支援補助金

市内に新たに診療所を開設する医師を応援するため、施設整備及び設備整備を行う開設者等に対し、補助金を交付します。

補助率：1分の1
(医療機関は1年間または
産科の場合は3年間)

補助限度額：
1,000万円



●介護職員就業支援事業 移住支援金（新潟県）

介護施設および病院における介護従事者不足の解消を図るために、介護職員に関する奨励を有するが方が柏崎市内の介護施設または病院に新たに就職する場合に補助金を交付します。

助成金の例：30万円

勤務地：新潟市内に勤務する場合は10万円を
加算（転入加算）
介護職員の資格を持つ者の方
が柏崎市内の介護施設、介護ヘル
プセンター、介護タクシーや、介護
施設にて就職させた場合は転入
加算



【参考】国土交通省の立地適正化計画の推進に関する補助制度

●都市構造再編集中支援事業

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能再編による向上に貢献する公共施設の誘致・整備、防災力強化の取組等に対する総合的・集中的な支援を行い、各部署が持続可能で強努する都市構造再編を図ることを目的とする事業です。

【基幹事業】
医療、2次医療、川下水道、地域再生基盤整備（用地、広場、地域防災施設、高齢空間整備）、街行活性化（歩行者振興等）、高齢者施設、都市機能再編区画の整備導入（医療、社会福祉、文化教育、子育て支援施設）、土地活用促進事業等

【実施事業】
事業用面積、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の実験に基づくインフラ事業・ハード事業）

事業主体：市町村、民間事業者、都市再生協議会等
国庫率：1/2（都市機能誘導区域内）、
45%（都市機能誘導区域外）



【参考】新潟県のにぎわい創出に関する補助制度

市町村が主体的に取り組むまちづくりに検討段階から県も連携して取り組み、それぞれの役割分担のもと全国的に発信できるよう魅力度のまちづくりを進めることを目的とし、駅周辺などの旧市街地街並み歴史的・景観的で優れた地区などをまちづくりにおいて、市町村が取り組む初動期の事業検討調査に対し補助する制度です。

補助率：1/2（市町村200万円/年、

最高300万円）

ただし、改正都市再生特別措置法に基づく
魅力度のまちづくりの取組については、
別途2,300万円を追加



計画の評価項目と

目標値・効果

評価指標（目標値）の設定

【本計画における評価指標と目標値】

評価指標	現状値 H27(2015)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R22(2040)	(参考)中間値 R7(2025)
居住誘導区域内の人口密度	31人/ha ^{※1} (用途地域内) 39人/ha ^{※1} (居住誘導区域内)	21人/ha ^{※2} (用途地域内) 26人/ha^{※2} (居住誘導区域内)	31人/ha (居住誘導区域内)	35人/ha (居住誘導区域内)
	約32%減 (対現状値、各区域)	約19%増 (対推計値)	➡	居住誘導区域内の現状の傾向のまま推移した値を維持 (対R7推計値 ^{※3})

※1 : H27国勢調査人口を基に算出

※2 : 施策を講じず現状のまま推移した場合の将来人口推計で、H22年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社人研にて公表されている
要因を加味し100mメッシュごとに推計して算出

※3 : R7(2025)推計値：35人/ha(居住誘導区域内)

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値】

若者・子育て世代を始め多世代が集える魅力あるまちなか形成 ～資源を「磨く」まちづくり～

評価指標	現状値 H30(2018)～R3(2021)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R22(2040)	(参考)中間値 R7(2025)
まちなか（都市機能誘導区域）内の地価	R3(2021) 55,800円/m ² ^{※1}	28,500円/m²^{※2}	42,200円/m²^{※3}	48,500円/m ²
		約49%減	↑ 約47%増 (対推計値)	➡ 現状の傾向のまま推移した値を維持 (対R7推計値 ^{※4})
まちなか（都市機能誘導区域）内の土地・建物の固定資産税・都市計画税	H30(2018) 土地：2.4億円 建物：3.8億円 (仮値)6.2億円^{※5}	(仮値)5.0億円	(仮値)5.6億円^{※6}	(仮値)5.9億円
		約20%減 ^{※6}	↑ 約11%増 (対推計値)	➡ 現状の傾向のまま推移した値を維持 (対R7推計値)
まちなか（柏崎駅前）に対する市民満足度	R2(2020) 29% ^{※8}	—	40%^{※9}	—
			↑ 約3割増 (対現状値)	

※1 : 市町村機能誘導区域内の商業地のR3年度公示・基礎地図(駅前2丁目、東本町2丁目の2地図)の平均値（100m以下切捨て）

※2 : 地点の過去10年(2011年～2021年)の推移が今後も続くと想定し、その変動率▲0.29%（年、A0.34%/年）を基準に毎年乗じた値（100m以下切捨て）

※3 : 地点の過去10年(2011年～2021年)の推移が今後も続くと想定する目標として設定（ただし、施策効果は概ね5年後(R8)から発現する想定）

※4 : R7(2025)推計値：40%（現状値）

※5 : 柏崎市商税（固定資産税・都市計画税収納実績）

※6 : 土地の推計値（※2）に準拠して、土地にかかる税収の減少を想定

※7 : 地点の目標値（※3）に準拠して、土地にかかる税収の減少を想定

※8 : R2(2020)柏崎市民アンケートにおいて、柏崎駅周辺の整備に対する「満足」、「どちらかといえば満足」と感じる市民の割合

※9 : R2(2020)柏崎市民アンケートにおいて、「わからぬ」と感じる市民11%が「満足」に感じることを目標として設定



安全・安心のもとで、住みたい・住み続けたいまちをかなえる環境整備 ～豊かな暮らしを将来に「つなぐ」まちづくり～

評価指標	現状値 H27(2015)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R22(2040)	(参考)中間値 R7(2025)
居住誘導区域内の若者・子育て世代（15～39歳）人口	4,200人 ^{※1}	2,000人^{※2}	2,400人^{※3}	3,400人
		↓ 約52%減	↑ 約20%増 (対推計値)	↑ 約5%増 (対R7推計値 ^{※4})

※1 : H27国勢調査人口を基に算出

※2 : 施策を講じず現状のまま推移した場合の将来人口推計で、H22年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社人研にて公表されている要因を加味し100mメッシュごとに推計して算出

※3 : 5年ごとに400～500人減少（年間100人程度減少）見通しを毎年2割程度抑制（20人/年×20年）

※4 : R7(2025)推計値：3,300人(居住誘導区域内)

まちぐるみで、エネルギーや新技術の積極的な活用推進 ～地域の力を「育てる」まちづくり～

評価指標	現状値 H30(2018)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R10(2030)	(参考)中間値 R7(2025)
エネルギー自給率	1.2%	—	10%	—
		↑ 約8倍増 (対現状値)		

効果指標と期待される効果

居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、都市機能の維持を図り、都市機能誘導区域の地価の下落を抑制し、行政運営に必要な自主財源の確保に寄与します。

効果指標	目標の達成により期待される効果 ^{※1}
市税収入の減少の抑制 (固定資産税 ・都市計画税)	20年間(R3(2021)からR22(2040))の市税収入 (現在の傾向のまま推移した場合(収入減少)の抑制) 累計額約5億円(仮値)

※1 : 目標値と推計値との差、固定資産税及び都市計画税を用いて算定

※「仮値」については、現在精査中のため、今後変更する可能性があります。

計画の効果的な推進

計画の進捗管理

- 立地適正化計画は、20年後の令和22(2040)年を目標年次としますが、概ね5年ごとに誘導施策の実施状況の確認や、目標指標の達成状況の評価・分析を行った上で改善を図る「P D C Aサイクル」を繰り返すことで、まちづくりの方針や将来像の実現を目指します。
- また、進捗状況を評価した上で、社会経済情勢や制度改正、上位計画の見直しなどを踏まえた計画の見直しや、誘導施策等の具体的な検討を実施するなど、柔軟かつ効果的な運用を行います。
- 評価結果については、都市計画に関する専門性を有する柏崎市都市計画審議会等に報告し、意見を踏まえながら改善策を検討し、施策の充実・強化を図ります。



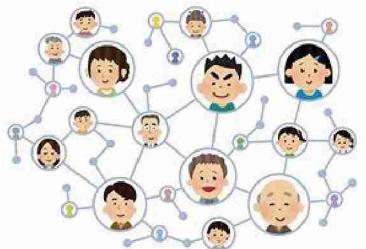
多様な主体の連携・協働の推進

- 計画的なまちづくりを推進するため、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、住民・事業者・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、連携・協働することが重要です。
- また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、地域住民やNPO等の自主的な活動、住民と行政、企業と行政など多様な主体の連携が重要です。
- 行政においても、医療、子育て、防災、産業振興、都市整備、交通など関連する部局・機関間のより一層の密な連携が重要です。
- こうした観点から、個別施策の実施にあたっては、多様な団体などの連携・協働の推進を図ります。



わかりやすい情報発信

- 本計画の推進のため、届出制度や誘導施策、まちづくりの取組状況などをホームページや広報紙のほか、ターゲットとしている若者への情報発信ツールとして有効なSNS等を通じて適宜情報発信を行います。
- また、不動産業者と連携し、若者世代のための住宅供給や空き家の有効活用を行うなど、居住誘導区域における住宅情報の発信などを検討します。



“まちを治す医者＝まち医者”は、行政や専門家だけではありません。市民の皆さんも“まちづくりのまち医者”仲間として、私たちがこれからもずっと柏崎市で安全安心して暮らし続けるために、力をあわせて一緒にまちづくりを進めていきましょう！

最後に…



こちらもご覧ください

立地適正化計画の検討状況は市のホームページでもご覧いただけます。

柏崎りってき

検索

お問い合わせ先

柏崎市 都市整備部 都市計画課 TEL.0257-21-2298 FAX.0257-23-5116

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

E-mail toshikeikaku@city.kashiwazaki.lg.jp

